

新

(P41)

3. 伊賀市の文化財

伊賀市には、令和2年(2020)4月1日現在で496件の文化財がある。その内訳は、国指定文化財が44件、国登録有形文化財が48件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(国の記録選択)が1件、県指定文化財が115件、市指定文化財が286件、市登録史跡が2件となっている。

伊賀市内指定・登録文化財数一覧表											令和2年(2020)4月1日現在
国指定	国登録	国登録有形文化財	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(国の記録選択)	県指定	市指定	市登録	有形	無形	有形	無形	計
8	2	18	2	1	2	1	1	2	1	7	44
13	10	33	11	11	2	6	3	7	1	12	115
42	13	56	27	41	13	14	7	7	31	24	286
63	25	107	38	54	15	25	17	16	1	50	496
国登録											1
国登録											48
111	25	107	38	54	15	25	17	17	1	52	496
合計											496

(1) 国指定等文化財

建造物は室町から昭和のもので、寺院2件、神社3件、住宅1件、記念建造物1件、石塔1件となっている。織田信長が天正7年(1579)と天正9年(1581)に伊賀を攻め(天正伊賀の乱)多くの神社仏閣が焼き払われたといわれ、幸運にも被災を免れた社寺や仏像などが指定を受けている。また、史跡の残存も豊富である。

観音提寺本堂及び樓門(建造物)

観音提寺は、奈良東大寺の別当実忠が開基し、東大寺で行われる修二会に先駆け当寺で修正会を行ったことから正月堂とも呼ばれている。本堂は、桁行三間、梁間三間、総丸柱、檜皮葺入母屋造で正面7.9m、側面7.9mの規模となっている。室町時代に廻る寺院建築で、檜皮葺の屋根は勾配緩やかで軒端には著しい反りが見られる。外部は、総朱塗りで、同様に明治16年(1883)に付加された。樓門は、桁行三間、梁間二間、檜皮葺入母屋造で正面7.9m、側面7.9mの規模で、外側左右に金剛力士像2軀(市指定文化財)を配し、内側左右には広目天、多聞天(どちらも県指定文化財)を安置する。室町期樓門建築の優作とされ、建築手法には和様と唐様が混在している。本堂より僅かに廻る時期の作といわれる。

本尊の末造十一面観音立像は国指定重要文化財で、像高177cm。平安初期の作と考えら



観音提寺本堂

旧

(P41)

3. 伊賀市の文化財

伊賀市には、平成31年(2019)4月1日現在で495件の文化財がある。その内訳は、国指定文化財が44件、国登録有形文化財が48件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(国の記録選択)が1件、県指定文化財が114件、市指定文化財が286件、市登録史跡が2件となっている。

伊賀市内指定・登録文化財数一覧表											平成31年(2019)4月1日現在
国指定	国登録	国登録有形文化財	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(国の記録選択)	県指定	市指定	市登録	有形	無形	有形	無形	計
8	2	18	2	1	2	1	1	2	1	7	44
13	10	33	11	10	2	6	3	7	1	12	114
42	13	56	27	42	13	14	7	7	31	24	286
63	25	107	38	54	15	24	17	16	1	50	495
国登録											1
国登録											48
111	25	107	38	54	15	24	17	17	1	52	495
合計											495

(1) 国指定等文化財

建造物は室町から昭和のもので、寺院2件、神社3件、住宅1件、記念建造物1件、石塔1件となっている。織田信長が天正7年(1579)と天正9年(1581)に伊賀を攻め(天正伊賀の乱)多くの神社仏閣が焼き払われたといわれ、幸運にも被災を免れた社寺や仏像などが指定を受けている。また、史跡の残存も豊富である。

観音提寺本堂及び樓門(建造物)

観音提寺は、奈良東大寺の別当実忠が開基し、東大寺で行われる修二会に先駆け当寺で修正会を行ったことから正月堂とも呼ばれている。本堂は、桁行三間、梁間三間、総丸柱、檜皮葺入母屋造で正面7.9m、側面7.9mの規模となっている。室町時代に廻る寺院建築で、檜皮葺の屋根は勾配緩やかで軒端には著しい反りが見られる。外部は、総朱塗りで、同様に明治16年(1883)に付加された。樓門は、桁行三間、梁間二間、檜皮葺入母屋造で正面7.9m、側面7.9mの規模で、外側左右に金剛力士像2軀(市指定文化財)を配し、内側左右には広目天、多聞天(どちらも県指定文化財)を安置する。室町期樓門建築の優作とされ、建築手法には和様と唐様が混在している。本堂より僅かに廻る時期の作といわれる。



観音提寺本堂

新	(P108)	(P108)
	(8) 鶴宮神社の秋の例大祭にみる歴史的風致（島ヶ原宿周辺） 島ヶ原地区中央部の丘陵南端に鶴宮神社は位置している。かつては島ヶ原地区において、大小26の神社が各地に散在していたが、明治40年（1907）12月に第1次として23社が合祀され、翌41年（1908）に第2次として3社が合祀された。境内には合祀の際に移築された参籠舎が所在し、本殿には元禄3年（1690）から明治11年（1878）の期間に10枚の棟札が残されている。 社殿と境内は壮麗な社に守られ、境内に至る125段の石段下には、巨大な石燈籠が設置されている。神社のモニュメントとも言うべきもので、高さ5.28m（16尺）、重さ54.26kg（14.470貫）を測る。天保の検地の際、無事に事業が遂行できたのは氏神のおかげであると感謝して天保14年（1843）に造ったもので、自然石の茎・火袋・中台・平の部位を積み上げて構築された。昭和47年（1972）に市有形文化財に指定されている。 鶴宮神社の秋の例大祭では、獅子神楽が毎年奉納されている。伊賀の他地域の獅子神楽が数回神社を回って成立したとされるが、鶴宮神社の場合も享保年間に数回神社の獅子神楽の教示を受けて始められた。昭和30年（1955）10月1日に「獅子踊」として島ヶ原村指定文化財（当時。現在は伊賀市指定）となっている。現在、大道、奥村・中村、町・山菅・川南、中央で各1頭、計4頭の獅子が保存され、地区住民が中心となり獅子神楽保存会が結成され、後継者育成と無形文化財保護が図られている。 12月20日に近い土・日曜日に祭礼が行われる。毎年11月29日は秋例大祭宵宮となり、朝から村内を巡行する獅子神楽が行われる。翌3日の本祭では、朝から地区内各所を巡行した後、午後3時すぎに鶴宮神社に奉納される。  鶴宮神社  獅子神楽  子ども神楽と田太鼓・御茶屋  獅子神楽（町区）	
		(8) 鶴宮神社の秋の例大祭にみる歴史的風致（島ヶ原宿周辺） 島ヶ原地区中央部の丘陵南端に鶴宮神社は位置している。かつては島ヶ原地区において、大小26の神社が各地に散在していたが、明治40年（1907）12月に第1次として23社が合祀され、翌41年（1908）に第2次として3社が合祀された。境内には合祀の際に移築された参籠舎が所在し、本殿には元禄3年（1690）から明治11年（1878）の期間に10枚の棟札が残されている。 社殿と境内は壮麗な社に守られ、境内に至る125段の石段下には、巨大な石燈籠が設置されている。神社のモニュメントとも言うべきもので、高さ5.28m（16尺）、重さ54.26kg（14.470貫）を測る。天保の検地の際、無事に事業が遂行できたのは氏神のおかげであると感謝して天保14年（1843）に造ったもので、自然石の茎・火袋・中台・平の部位を積み上げて構築された。昭和47年（1972）に市有形文化財に指定されている。 鶴宮神社の秋の例大祭では、獅子神楽が毎年奉納されている。伊賀の他地域の獅子神楽が数回神社を回って成立したとされるが、鶴宮神社の場合も享保年間に数回神社の獅子神楽の教示を受けて始められた。昭和30年（1955）10月1日に「獅子踊」として島ヶ原村指定文化財（当時。現在は伊賀市指定）となっている。現在、大道、奥村・中村、町・山菅・川南、中央で各1頭、計4頭の獅子が保存され、地区住民が中心となり獅子神楽保存会が結成され、後継者育成と無形文化財保護が図られている。 毎年11月2日は秋例大祭宵宮となり、朝から村内を巡行する獅子神楽が行われる。翌3日の本祭では、朝から地区内各所を巡行した後、午後3時すぎに鶴宮神社に奉納される。  鶴宮神社  獅子神楽  子ども神楽と田太鼓・御茶屋  獅子神楽（町区）

新		旧	
(P137)	第3章 伊賀市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針	(P137)	第3章 伊賀市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針
1. 伊賀市のこれまでの取り組み		1. 伊賀市のこれまでの取り組み	
(1) 上野城下町における歴史的風致の維持及び向上に関する取り組み		(1) 上野城下町における歴史的風致の維持及び向上に関する取り組み	
【城内の歴史的景観保全に関する取り組み】		【城内の歴史的景観保全に関する取り組み】	
上野城内においては、昭和39年(1964)の市役所庁舎をはじめ、学校ほか公施設群が建設されたが、この際、設計者である建築家・坂倉準三の提唱により、これら公施設の高さが抑制され、上野市駅をはじめ城下町エリアからみる上野城の眺望景観が保全されてきた。		上野城内においては、昭和39年(1964)の市役所庁舎をはじめ、学校ほか公施設群が建設されたが、この際、設計者である建築家・坂倉準三の提唱により、これら公施設の高さが抑制され、上野市駅をはじめ城下町エリアからみる上野城の眺望景観が保全されてきた。	
平成29年(2017)12月には、国重要文化財伊賀文化財伊賀文化遺産城をはじめ、旧上野市庁舎・上野西小学校体育館・白鳳公園レストハウスが日本イコモス国内委員会により「伊賀上野城下町の文化的景観～旧城下町の都市景観にあわせた近代建築群の代表例」として「日本の20世紀遺産20選」の1つに選定された。旧上野市庁舎は、平成31年(2019)3月に市指定文化財に指定され、上野城跡において、こうした近代建築と城跡の良好な景観を維持しつつ、史跡としての本質的な価値の顕在化に取り組んでいる。		平成29年(2017)12月には、国重要文化財伊賀文化財伊賀文化遺産城をはじめ、旧上野市庁舎・上野西小学校体育館・白鳳公園レストハウスが日本イコモス国内委員会により「伊賀上野城下町の文化的景観～旧城下町の都市景観にあわせた近代建築群の代表例」として「日本の20世紀遺産20選」の1つに選定された。旧上野市庁舎は、平成31年(2019)3月に市指定文化財に指定され、上野城跡において、こうした近代建築と城跡の良好な景観を維持しつつ、史跡としての本質的な価値の顕在化に取り組んでいる。	
			
伊賀文化遺産城		伊賀文化遺産城	
			
旧上野市庁舎		旧上野市庁舎	
			
上野西小学校体育館		上野西小学校体育館	
			
白鳳公園レストハウス		白鳳公園レストハウス	
城内において唯一武家屋敷の長屋門として残された市指定有形文化財成瀬平馬家・長屋門は、まち巡り拠点施設整備事業として解体による調査成果をもとに文化財として保存整備が行われた。長屋門が所在する成瀬平馬家屋敷跡では、免掘調査により江戸期の武家屋敷の遺構が確認され、今後、忍若体験施設として整備・活用する取り組みが進められている。		【城下町の歴史的景観保全に関する取り組み】 伊賀市では、平成に入ってから本格的に景観形成に関するまちづくり事業に取り組み、市民との協働による「だんじりの映える景観大賞」といった、歴史的景観資源に着目する取り組みを行ってきたが、平成16年(2004)、三筋町の上野天神祭巡行路沿いに高層マンションの建設が計画され、伝統的な町並みの景観保全や、日照権の問題から住民訴訟問題となった。その後も城下町区域内における高層マンションやビジネスホテルの立地の動きがあり、歴史的な都市景観の保全に対する危機意識が高まりを	

- 137 -

新

(P138)



成瀬平馬家長門内廊



成瀬平馬家長門内廊



成瀬平馬家長門内廊

一方、伊賀鉄道伊賀線の土野市駅舎は、令和元年度(2019)に耐震補強等の整備が完了し、外観は建設当時に近い姿に補修された。駅舎とともに桑町跨線橋・小田供橋・小田第二暗渠は、大正期の鉄道開業時の姿を今に伝える建造物であり、伊賀地域の近代化を示す文化財として令和2年(2020)7月に国登録有形文化財となった。

【城下町の歴史的景観保全に関わる取り組み】

伊賀市では、平成に入ってから本格的に景観形成に関するまちづくり事業に取り組み、市民との協働による「だんじりの映える景観大賞」といった、歴史的景観資源に着目する取り組みを行ってきたが、平成16年(2004)、三筋町の土野天神祭巡行路沿いに高層マンションの建設が計画され、伝統的な町並みの景観保全や、日照権の問題から住民訴訟問題となった。その後も城下町区域内における高層マンションやビゼネスホテルの立地の動きがあり、歴史的な都市景観の保全に対する危機意識が高まりをみせている。

市ではすでに平成13年度(2001)、「土野市(当時)ふるさと景観条例」を制定していたが、当該マンション建設予定地が景観重点地区外に位置しており、また景観法制定以前の条例であったことから、景観保全に対する法的な担保性の不足が課題とされ、こうした経緯から、景観法に基づき、平成18年(2006)に三重県下町の景観行政団体となるとともに、平成20年(2008)に景観計画を策定するに至った。

一方、土野相生町に所在する県指定有形文化財の入交家住宅や土野忍町に所在する国登録有形文化財の赤井家住宅は、文化財としての整備が実施され、展示・活動の拡充空間として利活用されるとともに、城下に残る武家屋敷として城下の町並みの保存に寄与している。また、土野玄蕃町に所在する国登録有形文化財の中森家住宅は、松尾



入交家住宅



赤井家住宅



中森家住宅

旧

(P138)

みせている。

市ではすでに平成13年度(2001)、「土野市(当時)ふるさと景観条例」を制定していたが、当該マンション建設予定地が景観重点地区外に位置しており、また景観法制定以前の条例であったことから、景観保全に対する法的な担保性の不足が課題とされた。こうした経緯から、景観法に基づき、平成18年(2006)に三重県下町の景観行政団体となるとともに、平成20年(2008)に景観計画を策定するに至った。

また、人口減少や少子高齢化に伴い、全国的に空家等の増加が問題となっており、適正に管理されず放置された空家等が防犯、防災、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。これに対し、市では、平成25年(2013)4月に「伊賀市空家等の適正管理に関する条例」を定め、国は平成26年(2014)11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(空家法)を制定した。法の整備に伴い空家等の適正な管理を促してきたが、様々な要因で改善されていざない現状があり、平成28年(2016)5月、空家法に基づき伊賀市の空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため「伊賀市空家等対策計画」を策定した。基本的な理念は、地域の特色を踏まえ、安心して暮らせる地域の実現を目指す、空家法に基づく措置を進め、活用可能な空家等を「地域資源」として活用を推進することにある。



築津館(国登録有形文化財)

この理念に基づき、土野城下町(中心市街地)において、城下町に点在する空家等を歴史的資源として捉え、活用していく。古民家再生事業「伊賀土野城下町ホテル」事業を平成31年(2019)3月から始めている。

まず、土野相生町所在の国登録有形文化財である築津館の景観を活かしながら改修し、宿泊施設のプロント機能を持たせ、城下町の古民家を宿泊施設として再生させる予定である。

【歴史的風致を活かした中心市街地活性化の取り組み】

伊賀市においては、中心市街地活性化基本計画(第1期：平成20年(2008)11月～平成26年(2014)10月)を策定し、まちなかの活性化方針の柱として、土野城下町の歴史的景観の活用を挙げた。この計画に基づき、街なみ環境整備事業、社会資本整備総合交付金事業等により道路の美観化や公園整備等を行うとともに、これと平行して「中心市街地活性化協議会」や「うえのまちまちづくり協議会」など、地域住民と行政との協働によるまちづくり体制も整えられてきた。

平成29年(2017)2月22日、当市は「忍び市」を宣言し、4月5日には「忍びの里 伊賀・甲賀・甲賀一ツル忍者を求めて」が日本遺産の認定を受け、土野城跡(平家寺跡)や伊賀流忍術神社、忍町(赤井家住宅)、修験道の松本院といった指定文化財や

新	(P139)
芭蕉が仕えていた藤堂新七郎家の家臣屋敷の姿を留めており、主屋の瓦屋根を葺き替えた美観向上事業に取り組み、町並みの保存に寄与している。 また、人口減少や少子高齢化に伴い、全国的に空家等の増加が問題となっており、適正に管理されず放置された空家等が防災、防犯、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。これに対し、市では、平成25年(2013)4月に「伊賀市空家等の適正管理に関する条例」を定め、国は平成26年(2014)11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(空家法)を制定した。法の整備に伴い空家等の適正な管理を促してきたが、様々な要因で改善されていない現状があり、平成28年(2016)5月、空家法に基づき伊賀市の空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため「伊賀市空家等対策計画」を策定した。基本的な理念は、地域の特性を踏まえ、安心して暮らせる地域の実現を目指す、空家法に基づき、空家法として捉え、活用を進め、活用可能な空家等を「地域資源」として活用を推進することにある。 この理念に基づき、上野城下町(中心市街地)において、城下町に点在する空家等を歴史的資源として捉え、活用していく古民家再生事業「伊賀上野城下町ホテル」事業を平成31年(2019)3月から始め、分散型ホテル「NIPPONIA HOTEL(ニッポニアホテル)伊賀上野城下町」として11月1日に全3棟のうち、2棟(「栄楽館」(国登録)・旧廣部邸がオープンした。(1棟の旧福森邸は3月までにオープン予定。) 栄楽館はフロントやレストラン、3つの客室を備えた中心施設として「KANMURI(かんむり)」と命名。レストランでは伊賀牛や伊賀米など地元の食材を使ったランチ、ディナーが楽しめる。母屋と土蔵、倉庫を改修して3室を設けた廣部邸は、伝統工芸・伊賀くみひもの代表的な組み方「高麗組」から「KOURAI(こうらい)」と名付けられた。両棟は上野天神宮(菅原神社)を挟んで約500メートル離れた位置にあり、ともに「上野天神宮のダンジリ行事」の曳行列やだんじりが目の前を通り、歴史的風致の維持に寄与している。	開通施設等が構成文化財となっており、リアル忍者のストーリーをもとに作成した案内看板を設置し、上野城跡と城下町への誘客に取り組んでいる。 また、平成30年度(2018)からは「伊賀市中心市街地活性化基本計画(第2期)」の策定を進めるとともに、市指定有形文化財となった旧上野市庁舎を保存しながら中心市街地における賑わい創出拠点として活用すべく取り組みを進めている。一方、上野西町に所在する旧松生邸は、令和元年10月に「西町や かかん」と改称し、地元食の食材などを提供しつつ、忍者フェスタを盛り上げ、城下町の新たな賑わい創出を目指し、リニューアールオープンした。 (2) 街道沿いにおける歴史的風致の維持及び向上に関する取り組み 【街道宿場町における取り組み】 街道宿場町の歴史的資源の活用については、合併前の各町村において推進され、常夜灯の維持管理やサイン設置、かつての宿屋の分布などを示す案内版設置等が進められてきた。 旧大田田村では、かつて賑わいのあった伊賀街道の風情を残そうと、地域特産の「いぶし瓦の鬼瓦」をデザインコンセプトに用い、先に設置されていた常夜灯や街道の旅人の姿をイメージした「いぶし瓦の常夜灯」を街道沿いに設置している。 旧青木町の拠点地区である初瀬街道阿保宿では、昭和50年代後半頃まで宿屋が残り、造り酒屋の風景とともに宿場町の風情を残していた。宿場町の町並みに沿った水路が保存され、木津川から導水した水が流れる景観は、本市の街道沿線における代表的な取り組み結果のひとつとして挙げられる。 また、旅館「たわらぎ」の跡地には、平成17年(2005)に「初瀬街道交流の館(たわらぎ)」が整備され、伊勢参りの往時の賑わいを物語る講看板(県指定文化財)が100枚近く保存・展示されているほか、「初瀬街道まつり」の間催など地域の情報発信・交流の拠点となっている。 このほか、市内各地の旧宿場町において、古い家屋、商店等が「伊賀まちかど博物館」(三重県：平成12年(2000)3月～)として活用されている。 (3) 文化財の保護に関する取り組み 【史跡の保存整備】 上野城については、平成7年度(1995)に「史跡上野城跡保存管理計画書」を策定し、平成11年度(1999)から平成13年度(2001)にかけて実施した城代屋敷跡(旧筒井本丸跡)の発掘調査を行った。その成果を受けて「史跡上野城跡保存整備(前期)実施計画」を策定し、その後の調査成果も踏まえて、城代屋敷跡の台所門付近の瓦元整備、屋敷跡の遺構平面整備、建物跡表示を実施した。

新	(P140)
【歴史的風致を活かした中心市街地活性化の取り組み】 伊賀市においては、中心市街地活性化基本計画（第1期：平成20年（2008）11月～平成26年（2014）10月）を策定し、まちなかの活性化方針の柱として、上野城下町の歴史的景観の活用を挙げた。この計画に基づき、街なみ環境整備事業、社会資本整備総合交付金事業等により道路の美装化やボタパーク整備等を行うとともに、これと平行して「中心市街地活性化協議会」や「うえのまち風景づくり協議会」など、地域住民と行政との協働によるまちづくり体制も整えられてきた。 平成29年（2017）2月22日、当市は「忍哲市」を宣言し、4月5日には「忍哲の里 伊賀・甲賀一リアル忍者を求めて」が日本遺産の認定を受け、上野城跡（平楽寺跡）や伊賀流忍哲博物館、忍町（赤井家住宅）、修驗道の松本院といった指定文化財や関連施設等が構成文化財となっており、リアル忍者のストーリーをもとに作成した案内看板を設置し、上野城跡と城下町への誘客に取り組んでいる。 また、令和元年（2019）2月に「伊賀市中心市街地活性化基本計画（第2期）」が策定され、令和2年（2021）12月からは市指定有形文化財となった旧上野市庁舎を含め、上野公園の伊賀流忍哲博物館や観光食堂、成瀬半馬家跡地の忍哲体験施設、本町通りの旧ふれあいプラザなど城内と城下町の諸施設を整備し、活用する中心市街地における民間活力も導入した新たな賑わい創出の事業として「賑わい忍哲回廊創出プロジェクト」の取り組みを進めている。一方、上野西町に所在する旧松生邸は、令和元年10月に「西町や かかん」と改称し、地元食料などを提供しつつ、忍哲フェスタを盛り上げ、城下町の新たなにぎわい創出を目指し、リニューアールオープンしている。	【街道宿場町における歴史的風致の維持及び向上に関する取り組み】 街道宿場町の歴史的資源の活用については、合併前の各町村において推進され、常夜灯の維持管理やサイン設置、かつての宿屋の分布などを示す案内板設置等が進められてきた。 旧大田山村では、かつて賑わいのあった伊賀街道の風情を残そうと、地域特産の「いぶし瓦の鬼瓦」をデザインコンセプトに用い、先に設置されていた常夜灯や街道の旅人の姿をイメージした「いぶし瓦の常夜灯」を街道沿いに設置している。 旧青山町の拠点地区である初瀬街道阿保宿では、昭和50年代後半頃まで宿屋が残り、造り酒屋の風景とともに宿場町の風情を残していた。宿場町の町並みに沿った水路が保存され、本津川から導水した水が流れる景観は、本市の街道沿線における代表的な取り組み結果のひとつとして挙げられる。 また、旅籠「たわらや」の跡地には、平成17年（2005）に「初瀬街道交流の館（たわらや）」が整備され、伊勢参りの往時の賑わいを物語る講看板（県指定文化財）が100枚近く保存・展示されているほか、「初瀬街道まつり」の間籠など地域の情報発信・交流の拠点となっている。 このほか、市内各地の旧宿場町において、古い家屋、面店等が「伊賀まちかど博物館」（三重県：平成12年（2000）3月～）として活用されている。
旧	(P139)
関連施設等が構成文化財となっており、リアル忍哲のストーリーをもとに作成した案内看板を設置し、上野城跡と城下町への誘客に取り組んでいる。 また、平成30年度（2018）からは「伊賀市中心市街地活性化基本計画（第2期）」の策定を進めるとともに、市指定有形文化財となった旧上野市庁舎を保存しながら中心市街地における賑わい創出拠点として活用すべく取り組みを進めている。一方、上野西町に所在する旧松生邸は、令和元年10月に「西町や かかん」と改称し、地元食料などを提供しつつ、忍哲フェスタを盛り上げ、城下町の新たなにぎわい創出を目指し、リニューアールオープンした。 （2）街道沿いにおける歴史的風致の維持及び向上に関する取り組み 【街道宿場町における取り組み】 街道宿場町の歴史的資源の活用については、合併前の各町村において推進され、常夜灯の維持管理やサイン設置、かつての宿屋の分布などを示す案内板設置等が進められてきた。 旧大田山村では、かつて賑わいのあった伊賀街道の風情を残そうと、地域特産の「いぶし瓦の鬼瓦」をデザインコンセプトに用い、先に設置されていた常夜灯や街道の旅人の姿をイメージした「いぶし瓦の常夜灯」を街道沿いに設置している。 旧青山町の拠点地区である初瀬街道阿保宿では、昭和50年代後半頃まで宿屋が残り、造り酒屋の風景とともに宿場町の風情を残していた。宿場町の町並みに沿った水路が保存され、本津川から導水した水が流れる景観は、本市の街道沿線における代表的な取り組み結果のひとつとして挙げられる。 また、旅籠「たわらや」の跡地には、平成17年（2005）に「初瀬街道交流の館（たわらや）」が整備され、伊勢参りの往時の賑わいを物語る講看板（県指定文化財）が100枚近く保存・展示されているほか、「初瀬街道まつり」の間籠など地域の情報発信・交流の拠点となっている。 このほか、市内各地の旧宿場町において、古い家屋、面店等が「伊賀まちかど博物館」（三重県：平成12年（2000）3月～）として活用されている。 （3）文化財の保護に関する取り組み 【史跡の保存整備】 上野城については、平成7年度（1995）に「史跡上野城跡保存管理計画書」を策定し、平成11年度（1999）から平成13年度（2001）にかけて実施した城代屋敷跡（旧筒井末丸跡）の発掘調査を行った。その成果を受けて「史跡上野城跡保存整備（前期）実施計画」を策定し、その後の調査成果も踏まえて、城代屋敷跡の台所門付近の復元整備、屋敷跡の遺構平面整備、建物跡表示を実施した。	（2）街道沿いにおける歴史的風致の維持及び向上に関する取り組み 【街道宿場町における取り組み】 街道宿場町の歴史的資源の活用については、合併前の各町村において推進され、常夜灯の維持管理やサイン設置、かつての宿屋の分布などを示す案内板設置等が進められてきた。 旧大田山村では、かつて賑わいのあった伊賀街道の風情を残そうと、地域特産の「いぶし瓦の鬼瓦」をデザインコンセプトに用い、先に設置されていた常夜灯や街道の旅人の姿をイメージした「いぶし瓦の常夜灯」を街道沿いに設置している。 旧青山町の拠点地区である初瀬街道阿保宿では、昭和50年代後半頃まで宿屋が残り、造り酒屋の風景とともに宿場町の風情を残していた。宿場町の町並みに沿った水路が保存され、本津川から導水した水が流れる景観は、本市の街道沿線における代表的な取り組み結果のひとつとして挙げられる。 また、旅籠「たわらや」の跡地には、平成17年（2005）に「初瀬街道交流の館（たわらや）」が整備され、伊勢参りの往時の賑わいを物語る講看板（県指定文化財）が100枚近く保存・展示されているほか、「初瀬街道まつり」の間籠など地域の情報発信・交流の拠点となっている。 このほか、市内各地の旧宿場町において、古い家屋、面店等が「伊賀まちかど博物館」（三重県：平成12年（2000）3月～）として活用されている。 （3）文化財の保護に関する取り組み 【史跡の保存整備】 上野城については、平成7年度（1995）に「史跡上野城跡保存管理計画書」を策定し、平成11年度（1999）から平成13年度（2001）にかけて実施した城代屋敷跡（旧筒井末丸跡）の発掘調査を行った。その成果を受けて「史跡上野城跡保存整備（前期）実施計画」を策定し、その後の調査成果も踏まえて、城代屋敷跡の台所門付近の復元整備、屋敷跡の遺構平面整備、建物跡表示を実施した。

新	旧
(P141) 牧近く保存・展示されているほか、「初瀬街道まつり」の開催など地域の情報発信・交流の拠点となっている。 このほか、市内各地の旧宿場町において、古い家屋、商店等が「伊賀まちかど博物館」（三重県：平成12年（2000）3月～）として活用されている。 宿場町に残されている街道の景観や雰囲気を残す歴史的な建造物の掘り起こしを行い、所有者の協力を得て調査や記録に取り組んでいる。また、その成果をもとに文化財的価値を位置づけや今後の保存や活用に対して所有者の理解が得られた場合は、指定や登録、重点区域においては歴史的風致形成建造物の候補・指定を進めている。 (3) 文化財の保護に関する取り組み 【史跡の保存整備】 上野城については、平成7年度（1995）に「史跡上野城跡保存管理計画書」を策定し、平成11年度（1999）から平成13年度（2001）にかけて実施した城代屋敷跡（旧筒井本丸跡）の発掘調査を行った。その成果を受けて「史跡上野城跡保存整備（前期）実施計画」を策定し、その後の調査成果も踏まえて、城代屋敷跡の台所門付近の復元整備、屋敷跡の遺構平面整備、建物跡表示を実施した。 伊賀国庁跡は、国史跡指定後の平成22年度（2010）から公有化を進めるとともに、平成23年度（2011）には「保存管理計画」を策定し、平成26年度（2014）から平成27年度（2015）に「整備活用基本計画」を策定し、平成30年度（2018）に基本設計、令和元年度（2019）に実施設計を作成し、令和2年度（2020）から現地で保存整備工事に着手している。 また、伊賀国分寺跡は、築地跡とされる低い土塁で囲まれる寺域の公有化が図られ、都市公園となっている。現地には良好な遺構が残され、詳細な地形測量により中門、金堂、講堂、塔など、主な寺院の建物が揃った本格的な寺院であることが明らかになっている。環境整備作業が継続して行われ、基壇や柱の礎石の抜き取り痕といたった遺構を間近に見ることができ、寺域の広さを実感できるようになっている。隣接して長楽山廃寺も国史跡指定を受けており、民有地で山林の雑木を呈しているが、金堂や講堂といった主要な遺構の残存が確認されている。 【伊賀市の文化財】冊子の刊行と活用】 平成16年（2004）11月、6市町村が合併して伊賀市が誕生し、新市での文化財冊子の刊行を求める声が強くなり、合併後に新たに文化財指定を受けたものも増えてきた。平成24年度（2012）に冊子刊行のための事業に本格的に着手し、指定文化財400件（国43県106市281）登録文化財19件（国17市2）を掲載した冊子の刊行を行った。文化財冊子は、指定・登録文化財をカラー写真と解説文で紹介するもので、冊子作成時に撮影した文化財写真については、資料館等にも提示し、市内の文化財啓発の一助としている。	(P140) 伊賀国庁跡は、国史跡指定後の平成22年度（2010）から公有化を進めるとともに、平成23年度（2011）には「保存管理計画」を策定し、平成26年度（2014）から平成27年度（2015）に「整備活用基本計画」を策定した。また、伊賀国分寺跡は、築地跡とされる低い土塁で囲まれる寺域の公有化が図られ、都市公園となっている。現地には良好な遺構が残され、詳細な地形測量により中門、金堂、講堂、塔など、主な寺院の建物が揃った本格的な寺院であることが明らかになっている。環境整備作業が継続して行われ、基壇や柱の礎石の抜き取り痕といたった遺構を間近に見ることができ、寺域の広さを実感できるようになっている。隣接して長楽山廃寺も国史跡指定を受けており、民有地で山林の雑木を呈しているが、金堂や講堂といった主要な遺構の残存が確認されている。 【伊賀市の文化財】冊子の刊行と活用】 平成16年（2004）11月、6市町村が合併して伊賀市が誕生し、新市での文化財冊子の刊行を求める声が強くなり、合併後に新たに文化財指定を受けたものも増えてきた。平成24年度（2012）に冊子刊行のための事業に本格的に着手し、指定文化財400件（国43県106市281）登録文化財19件（国17市2）を掲載した冊子の刊行を行った。文化財冊子は、指定・登録文化財をカラー写真と解説文で紹介するもので、冊子作成時に撮影した文化財写真については、資料館等にも提示し、市内の文化財啓発の一助としている。 【登録文化財について】 伊賀市では、平成8年（1996）に設けられた国登録有形文化財制度の導入後、令和元年度（2019）末現在、県下で最も多い48件となっている。 国登録有形文化財制度導入以降に実施された調査により『市街地建造物緊急調査』や『上野の町家と街並み』といった報告書を作成したこと、国登録有形文化財候補建造物のピックアップが容易となり、ある程度計画的に登録手続きを進めることができた。現在、調査済みの建造物以外に、調査報告書刊行後に調査を実施した建造物の新規登録も増えてきているが、一般社団法人三重県建築士会伊賀支部から登録候補となる建造物所有者への働きかけや、登録に向けての所見や図面等の資料作成の協力を得て意見具申を進めている。今後、伊賀市ではヘリテージマナーの育成と現地調査に力を注ぐ必要があり、令和元年度からヘリテージマナー活動支援事業に着手し、新たな指定・登録文化財など歴史的遺産の掘り起こしに努めている。また一般社団法人三重県建築士会国登録有形文化財のトレーニングカードを発行して啓発に努めており、「みえ登録有形文化財建造物友の会」等と更なる連携を進めていく。

新	旧
(P145) 2. 伊賀市の歴史的風致を取り巻く現状 (1) 所有者による歴史的建造物の保存に関する現状 所有者の高齢化など文化財建造物の保存を担う後継者の不足に加え、所有者にかか る人的・経済的負担の増大に配慮しながら、これらの文化財を適切に保存していく手 立てが必要である。 また近年、特に未指定の建造物については、維持管理にかかる手間と費用、後継者 不在等の理由から、建物が失われる事例が増えつつある。 上野城下町においては、景観保全及び修景の観点から建造物の外観修理に好する一 定の助成制度はあるものの、古い建造物については維持管理のコストが経済的にも労 力的にも嵩み、所有者の大きな負担となっている。 居住している建物は、良好に維持管理されているものが多いものの、建物外観の近 代化など、歴史的風情という点では劣化も進んでいる。 また、上野城下町は、準防火地域の規制があるものの一部区域は消火栓、防火水槽 の整備が不十分で、文化財建造物の防火の面でも改善が必要である。さらに、空き家 の増加と老朽化が危惧されている。 上野城下町は、台地上に形成されたことから、城下町周囲には斜面樹林地が残され ている。また、市内各地域に分布する歴史的建造物や歴史的町並みの多くは、盆地の 緑豊かな自然と農業景観の中にあり、歴史的風致はこれらの周辺環境と一体となっ て存在している。特に島ヶ原地区の観音堂寺周辺の修正会を支える農村地域の歴史的景 観や、丸住地区の伊賀焼の燃料となる松の供給基などは、それ自身が歴史的風致の構 成要素となっている。しかし、離農や諸組織の消滅、農業の衰退などからこうした景 観が失われつつある。 上野城と城下町については、平成 29 年(2017)、日本イコモス国内委員会より「伊賀 上野城下町の文化的景観～旧城下町の都市景観にあわせた近代建築群の代表例」とし て「日本の 20 世紀遺産 30 選」の 1 つに選定された。先人たちの取り組みにより残さ れてきた城と城下町の町並みと近代以降に建設された佛壇殿や旧上野市庁舎などの近 代建築群の存在が文化的景観として高く評価された。 (2) 歴史的町並みに関する現状 上野城内は、明治初期の外堀埋め立てを契機に、城の 内・外の区域、区分が不明確となった経緯がある。史跡 内においては公有地と民有地が混在し、城内の景観が損 なわれている。 上野城下町では、道路美装化や無電柱化による歴史的 な景観整備は一部に留まっており、道路を横断している	(P143) 2. 伊賀市の歴史的風致を取り巻く現状 (1) 所有者による歴史的建造物の保存に関する現状 所有者の高齢化など文化財建造物の保存を担う後継者の不足に加え、所有者にかか る人的・経済的負担の増大に配慮しながら、これらの文化財を適切に保存していく手 立てが必要である。 また近年、特に未指定の建造物については、維持管理にかかる手間と費用、後継者 不在等の理由から、建物が失われる事例が増えつつある。 上野城下町においては、景観保全及び修景の観点から建造物の外観修理に好する一 定の助成制度はあるものの、古い建造物については維持管理のコストが経済的にも労 力的にも嵩み、所有者の大きな負担となっている。 居住している建物は、良好に維持管理されているものが多いものの、建物外観の近 代化など、歴史的風情という点では劣化も進んでいる。 また、上野城下町は、準防火地域の規制があるものの一部区域は消火栓、防火水槽 の整備が不十分で、文化財建造物の防火の面でも改善が必要である。さらに、空き家 の増加と老朽化が危惧されている。 上野城下町は、台地上に形成されたことから、城下町周囲には斜面樹林地が残され ている。また、市内各地域に分布する歴史的建造物や歴史的町並みの多くは、盆地の 緑豊かな自然と農業景観の中にあり、歴史的風致はこれらの周辺環境と一体となっ て存在している。特に島ヶ原地区の観音堂寺周辺の修正会を支える農村地域の歴史的景 観や、丸住地区の伊賀焼の燃料となる松の供給基などは、それ自身が歴史的風致の構 成要素となっている。しかし、離農や諸組織の消滅、農業の衰退などからこうした景 観が失われつつある。 (2) 歴史的町並みに関する現状 上野城内は、明治初期の外堀埋め立てを契機に、城の 内・外の区域、区分が不明確となった経緯がある。史跡 内においては公有地と民有地が混在し、城内の景観が損 なわれている。 上野城下町では、道路美装化や無電柱化による歴史的 な景観整備は一部に留まっており、道路を横断している



本町通りの電線

また、観光客が歴史的な町並みを回遊できるよう、国登録文化財をまちづくり拠点に整備し、新たな国登録有形文化財の掘り起こしを促進しているが、こうした「点的な保全・活用」は進む一方、それらを「線」として捉えた町並みの連続性という視点からは対策が限られている。

上野城は、伊賀市を代表するランドマークとして市民に親しまれてきた。城下から上野城が正面に見える通りを「城見通り」と呼び、見点場として位置づけられるが、現在では書線等が眺望を妨げるなどの状況にある。

一方、城下町においては、春には「坂下町のおひなさん」、初夏には「伊賀上野 NINJA フェスタ」、夏には「ライトアップイベントお城のまわり」や「市民夏の賑わいフェスタ」など、初瀬街道の阿保宿では春に「初瀬街道まつり」、秋には「伊賀上野灯りの城下町」など、初瀬街道の島ヶ原宿においては秋に「竹灯りの宴」といった季節に応じたイベントが地城の人々による取り組みとして継続されており、町並みや景観を活かした賑わいづくりがなされている。

(3) 市民意識の向上と歴史文化（無形民俗文化財）を継承する担い手の育成に関する

上野天神祭を守り続けた町衆の活動は、上野城下町の象徴的な風景として継承されてきたが、近年は、商店数の減少、少子化など中心市街地の産業・人口の空洞化が進んでいる。

後車町における囃子方の子どもや若い世代の減少に伴い、幼な世代から大人まで各世代にわたる体験・参加の積み重ねを通じた伝統の継承が難しくなりつつある。また、鬼町においても、本祭りでの巡行は、子鬼から大人の鬼まで百数十の人手が必要になるが、独断の「練り」を持つ鬼役は、自町居住者や縁故者以外は演じることが出来ず、前じ手の高齢化が進んでいる。

空き地や駐車場化等による従来建築物のアナサードの統一性や、壁面染の連続性が分断され、城下町としての趣が失われつつあり、現在では、旧城下の町並みの連続性を失われている地域は限られている。

现状

様重町における囃子方の子どもや若い世代の減少に伴い、幼年世代から大人まで各世代にわたる事象・参加の積み重ねを通じて伝統の継承が難しくなりつつある。また、兄町においても、本祭りでの巡行は、子鬼から大人の鬼まで百数十の人手が必要にならざるが、独特の「練り」を持つ鬼役は、自町居住者や縁故者以外は演じることが出来ず、演じ手の高齢化が進んでいる。

こうした事業については上野美術保存会が中心となり、専門家の指導・助言を受けながら徹底的な修理を適切に実施しており、各まちが老建ち体験などを開催し、広く参加者を募ることにより伝統文化の普及・啓発と担い手育成に努めている。

現在もかんこ踊りを継続する地区では、人口減少や高齢化等による後継者不足などの問題に悩みながらも、保存・継承に向けた工夫をしながら、昔から受け継がれてきた地域の芸術を絶やさないよう努力している。

しかし、近年はどの地区においても後継者の育成だけではなく、毎年新しく作り替へる用具等の制作技術の継承に不安を感じたり、材料の孔雀や山鳥の尾羽根などの入手が困難になってきたりしている。

市内には県下で最も多い数の指定文化財、遺跡があるが、現在、建造物や史跡などの業障から閲覧できる資源を除き、書跡・典籍、仏像等美術工芸品など、貴重な文化

新	旧
(P147) 機庫本体も保存・修理が欠かせない一方、祭りに彩りを添えている御雛壇や懸装飾・金具の損傷なども数多く見受けられ、修理や復元新調に伴う多額の経費負担が生じている。 こうした事業については上野美術保存会が中心となり、専門家の指導・助言を受けながら非営利的な修理を適切に実施しており、各まちがお雛子体験などを開催し、広く参加者を募ることにより伝統文化の普及・啓発と担い手育成に努めている。 現在もかんこ踊りを継続する5地区では、人口減少や高齢化等による後継者不足などの問題に悩みながらも、保存会を中心に、保存・継承に向けた工夫をしながら、昔から受け継がれてきた地域の芸能を絶やさぬよう努力している。 しかし、近年はどの地区においても後継者の育成だけでなく、毎年新しく作り替える用具等の制作技術の継承に不安を感じたり、材料の孔雀や山鳥の尾羽根などの入手が困難になってきている。 「山・鈴・屋台行事」は、地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う「山・鈴・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事であり、平成28年(2016)11月30日に、上野城下町を舞台に行われる「上野天神祭のダンジリ行事」がその1つとしてユネスコ無形文化遺産に登録された。また、平成30年(2018)3月には勝手神社の神事踊(山畑)が国重要無形民俗文化財に指定され、平成31年(2019)1月には日置神社の神事踊(下拓成・愛田)、大江の瀬波踊(川台)、比自岐神社の祇園踊(比自岐)が県指定民俗文化財に指定され、文化財的な価値が高く評価されている。 地域や保存会を中心に祭りを保存しながら後世に継承していくため、取り組みが続けられている。 (4) 文化財活用と機会の提供に関する現状 市内には眼下で最も多い数の指定文化財、遺跡があるが、現存、建造物や史跡などの普段から観覧できる資源を除き、書跡・典籍、仏像等美術工芸品など、貴重な文化財を広く一般公開し、収蔵する施設がない。一方、歴史的資料の調査・研究に従事・協力する学芸員等の専門性を持った人材の確保に努めている。 上野天神祭やかんこ踊りなどの各地域の祭礼や伊賀焼・伊賀組紐の伝統を積極的に紹介するなど、伝統文化に触れることのできる学習の場や機会が少ないのも現状であり、それらを保存する団体などに対しても連携が不十分なこともあり、周知、啓発の面で広がりが出ていない。 「上野天神祭のダンジリ行事」では親子で城下町を歩きながらダンジリを見たり、お雛子体験を開催したりするなどの取り組みを継続している。 (5) 歴史的風致を活用した観光・交流促進・情報発信に関する現状	(P145) 財を広く一般公開し、収蔵する施設がない。一方、歴史的資料の調査・研究に従事・協力する学芸員等の専門性を持った人材の確保に努めている。 上野天神祭やかんこ踊りなどの各地域の祭礼や伊賀焼・伊賀組紐の伝統を積極的に紹介するなど、伝統文化に触れることのできる学習の場や機会が少ないのも現状であり、それらを保存する団体などに対しても連携が不十分なこともあり、周知、啓発の面で広がりが出ていない。 (5) 歴史的風致を活用した観光・交流促進・情報発信に関する現状 上野城下町においては、上野城跡内の文化財建造物、史跡等の見学者を城下町へ誘導するため、ウォーキングトレイルや道路装飾化等により歴史的町並みを回復する仕掛け作りは徐々に進んでいるが、駐車場不足の解消、散策ルート、誘導サインの充実、情報発信などの取り組みが今後も引き続き重要となっている。 また、市内に広く所在する多様な歴史的町並みを回復するネットワーク構築が遅れており、各地域における駐車場の整備などの自動車交通への対応に加え、鉄道・バス・自転車などのさまざまな交通手段によって各地域を結ぶ取り組み、パンフレットなど紙媒体のほか、インターネットを活用した情報サービスなど、さまざまな取り組みが進んでいる。

新	(P148)	(P146)	旧
上野城下町においては、上野城跡内の文化財建造物、史跡等の見学者を城下町へ誘導するため、ウォーキングトレイルや道路美装化等により歴史的町並みを回遊する仕掛け作りは徐々に進んでいるが、駐車場不足の解消、散策ルートの充実、情報発信などの取り組みが今後も引き続き重要となっている。 また、市内に広く所在する多様な歴史的町並みを回遊するネットワーク構築が促れており、各地域における駐車場の整備などの自動車交通への対応に加え、鉄道・バス・自転車などのさまざまな交通手段によって各地域を結ぶ取り組み、パンフレットなど紙媒体のほか、インターネットを活用した情報サービスなど、さまざまな取り組みが進んでいる。 平成29年(2017)年春、「伊賀」(三重県伊賀市)と「甲賀」(滋賀県甲賀市)が持つ忍を中心としたストーリー「忍びの里 伊賀・甲賀ーリアル忍者を求めてー」が日本遺産に認定された。日本遺産は、日本の文化や伝統を語るストーリーを文化庁が認定し、地域にある魅力的な歴史遺産の活用を通じて、観光振興や地域活性化に役立てようとする制度であり、映像やパンフレットの作製、世界へ情報発信に対応した多言語化への取り組み、構成文化財への誘客のための案内や説明看板の設置等取り組みを継続している。 3. 課題のまとめ 前項1・2で整理したこれまでの本市における取り組みと現状を踏まえた上で、本市の歴史的風致を取り巻く課題を整理すると以下のようになる。 (1) 課題：所有者による歴史的建造物等の保全 ・歴史的建造物を守っていく後継者が不足している。 ・歴史的な建造物の維持管理コストが高まっている。 ・歴史的建造物が文化財指定・文化財登録等の保存の措置が講ぜられることなく滅失していく事例が増えつつある。 ・建物が滅失すると、城下町では「線・面」として捉えた町並みの連続性が崩れ、結果として城下町としての趣が失われる。 ・市街地周辺部の歴史的建造物の周辺における農地、里山、河川などの歴史的風致を構成する周辺環境も、人々の努力により保全されているが、人口減少による維持の限界がある。 (2) 課題：歴史的町並みの保全 ・城下町におけるまちづくりが、旧外堀の内側(城内)と外側が認識できず、城下町という歴史的な景観形成を阻んでいる。 ・史跡内の公有地と民有地が混在し、本来の城内の景観が失われている。 ・外堀を復元し、城内と城下町の区別をはっきりさせるとともに防火・防災の役割の	3. 課題のまとめ 前項1・2で整理したこれまでの本市における取り組みと現状を踏まえた上で、本市の歴史的風致を取り巻く課題を整理すると以下のようになる。 (1) 課題：所有者による歴史的建造物等の保全 ・歴史的建造物を守っていく後継者が不足している。 ・歴史的な建造物の維持管理コストが高まっている。 ・歴史的建造物が文化財指定・文化財登録等の保存の措置が講ぜられることなく滅失していく事例が増えつつある。 ・建物が滅失すると、城下町では「線・面」として捉えた町並みの連続性が崩れ、結果として城下町としての趣が失われる。 ・市街地周辺部の歴史的建造物の周辺における農地、里山、河川などの歴史的風致を構成する周辺環境も、人々の努力により保全されているが、人口減少による維持の限界がある。 (2) 課題：歴史的町並みの保全 ・城下町におけるまちづくりが、旧外堀の内側(城内)と外側が認識できず、城下町という歴史的な景観形成を阻んでいる。 ・史跡内の公有地と民有地が混在し、本来の城内の景観が失われている。 ・外堀を復元し、城内と城下町の区別をはっきりさせるとともに防火・防災の役割の付加を検討する。 ・林立する電柱や無造作に張り巡らされた電線、周辺景観にマッチしない無機質な建造物や看板等、景観の質的な改善と眺望景観を阻害する要素の発生を抑制しなければならない。 (3) 課題：市民意識の向上と歴史文化を継承する担い手の育成 ・人口減少や高齢化、若い世代の減少に伴う伝統文化の継承が難しくなりつつあり、独自の演じ手の高齢化が顕著になっている。 ・継承者については、伝統文化の新たな担い手として育成する必要がある。 ・伝統文化を維持するための修理や復元にかかる多額の経費負担が問題となっており、毎年新しく作り替える用具等の材料の入手も、制作技術の継承も困難になっている。 ・伊賀市内では文化財等の保存や活動・普及や啓発・観光客へのおもてなしを目的とした団体等が活動している。今後、少子化や高齢化といった課題の中で、こうした団体等の主体的な活動が今後、さらに大きな支えになっていくことが予想され、人材確保に向けた取り組みが必要である。		

- 148 -

- 146 -